

5・6面で 一つの記事に なっています



令和8年度から適用され る住民税(市民税・都民 税)の主な税制改正

令和7年1月1日～12月31日の収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から適用される主な改正内容は以下のとおりです。

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保証金額が最大10万円引き上げられます。
※給与の収入金額190万円以下の方のみの改正。
190万円を超える方の改正はなし

各種扶養控除などに関する所得要件の 引き上げ

各種扶養控除などの適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。
(例)同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額の要件が48万円から58万円に引き上げ。

特定親族特別控除(大学生世代の子等に 関する特別控除)の創設

従来より、納税義務者に、扶養範囲内で19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額などから、住民税は45万円を控除することとされてきました。令和8年度の個人住民税から、扶養範囲を超える19歳以上23歳未満の親族の場合も、当該親族の合計所得金額に応じて段階的に控除が受けられる仕組みが創設されました。

税制改正の詳細は、市公式ホームページをご確認ください
ID1018515



個人住民税の 寄附金税額控除を 受けるには確定申 告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先・寄附金額などを記載し、領収書などを添付の上、税務署に申告する必要があります。なお、所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの市町村に住民税申告を行ってください。なお、令和8年4月1日以降に支出する都知事が認可した公益信託への寄附金が新たに税額控除の対象となります。

備考 詳細は、東京都主税局 URL: <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp> 参照
寄附金税額控除について = 東京都主税局課税部課税指導課 URL: [03\(5388\)2969](tel:03(5388)2969)、具体的な税額などについて = 市役所課税課 URL: [\(338\)6821](tel:(338)6821)

個人事業者の青色 申告決算書・消費 税申告 個別指導 会

2月9日(月)・13日(金)・17日(火)・19日(木)・25日(水)・27日(金)、3月2日(月)・5日(木)・10日(火)・11日(水) 対個人事業者 定150人(申し込み先着順) 内青色申告決算書・消費税申告作成指導講師 経営指導員 持ち物 税務署より送付された書類、令和5・6年分決算書、確定申告書など
備考 贈与税に関するご相談や分離課税、譲渡などを含む相談は対象外。持ち物などの詳細は、多摩商工会議所 URL: <https://www.tamacci.or.jp> 参照
主催電話で、多摩商工会議所 URL: [\(375\)1211](tel:(375)1211)へ

よくある質問

Q：市役所で確定申告書の配布はありますか。また、確定申告書の書き方は教えてもらえますか。

A：市役所で確定申告書の配布や書き方の指導はできません。日野税務署にお問い合わせください。

Q：自分は年金収入を得ているが、申告をした方がよいですか。

A：基本的に申告は不要ですが、400万円以上の年金収入やその他の所得が20万円を超える場合には確定申告が必要です。また、公的年金などの「源泉徴収票」に記載されていない各種控除(医療費控除など)を追加したい場合や、年金の他に20万円以下の所得がある場合には住民税の申告が必要です。

Q：昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。

A：市外に居住する親族の税法上の扶養になっている方や誰の扶養にもなっていない方は住民

税の申告が必要です。申告が必要な方が申告をしなかった場合、課税(非課税)証明書の発行ができない他、各種軽減措置・給付金審査などができなくなります。

Q：ふるさと納税の「ワンストップ特例」を申請済みですが、医療費控除などのために確定申告をします。何か注意はありますか。

A：ワンストップ特例は「申告をしないこと」を前提とした制度です。確定申告や住民税の申告をすると、ワンストップ特例による寄附金控除の申請はすべて「無効」になります。そのため、ふるさと納税の寄附金についても、改めて申告書にすべて記入して提出する必要があります。

その他のよくある質問
は市公式ホームページ
をご覧ください



日野税務署からの お知らせ

所得税・贈与税などの確定申告について

同封しないようご注意ください。

※令和6年分確定申告より申告書の控えに税務署の受取印が押印されることになりました(税務署の運用変更)

※市役所で確定申告書の配布はありませんのでご注意ください

作成済み確定申告書は市役所でも提出 できます

確定申告書の市役所での受け付けは投函箱による提出のみです。提出の際は、申告書と添付書類を、氏名・住所を記した封筒に入れて封をした上で、投函箱に提出してください。申告書の控えは

投函箱の設置期間	設置時間	場所
2/16(月)～3/16(月)の平日 ※3/1(日)は設置	9:00～16:00	市役所西第1～3会議室
2/16(月)～3/16(月)の開所日	8:30～17:00	聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所

※聖蹟桜ヶ丘駅出張所は土曜日・祝日を除く

※多摩センター駅出張所は日曜日・祝日を除く。2月19日(木)は臨時閉所

問確定申告について=日野税務署 URL: [042\(585\)5661](tel:042(585)5661)(自動音声)、住民税について=市役所課税課 URL: [\(338\)6821](tel:(338)6821)

税理士会からのお知らせ

を着用しています。

問東京税理士会事務局 URL: [03\(3356\)4461](tel:03(3356)4461)

61・URL: <https://www.tokyozairishi-kai.or.jp>



「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注 意ください

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジ